

「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめの定義」について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互いさま」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。

すべての子どもたちが安心・安全な学校生活を送るために、現在の「いじめの定義」があります。

令和7年度の本校の「いじめの認知件数」について (令和7年11月末現在)

いじめは、大人がアンテナを高く張り、意図的にのぞき込まないと見えません。また、軽微なものも含め積極的に認知することによって、重篤化を防ぎます。

令和7年度の本校のいじめの認知件数は【1件】です。
10月に「学校いじめ対策委員会」を開き、以後、児童の観察及び保護者との情報共有を継続的に進め、12月末をもって解消しました。

引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめに「組織的」に対応していきます。

何か心配なことがありましたら、遠慮なく学校に相談してください。